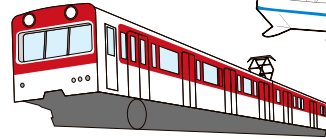
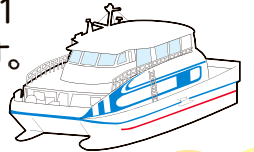
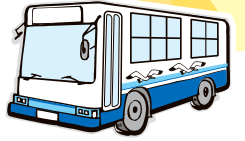


“いきいきお出かけ券” の交付が始まります



平成28年4月1日現在で住民登録されている70歳以上(昭和21年4月1日以前生まれ)のかたを対象に、「いきいきお出かけ券」の交付が始まります。

健康福祉課高齢・障害係 ☎(25) 1183

いきいきお出かけ券の種類と内容

①～③のいずれか1つを選択できます。

番号	券の種類	使用できる区間	交付枚数
①	かもめバス回数券 (100円券) ※ハッピーチケットではありません	かもめバス全区間	対象者の住所により異なります。 国崎町、相差町、畔蛸町、 千賀町、堅子町 …… 72枚 石鏡町 …… 60枚 上記以外 …… 48枚
②	市営定期船回数券	神島・答志・桃取・菅島航路 (いずれか1航路を選択)	12枚
		坂手航路	20枚
③	近鉄電車回数券	白木駅～伊勢市駅の間 (下車前途無効)	12枚

※利用の際は、この券を係員に提示していただき、必要枚数を切り離してください。

交付方法

- ①5月中旬に、対象となるかたの自宅に「いきいきお出かけ券引換証」を郵送します。
- ②5月11日(水)から、市内郵便局(簡易郵便局を除く)、保健福祉センターひだまりまたは各連絡所で交付します。

■交付期間 5月11日(水)～12月28日(水)
午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) ※郵便局は午後4時まで

■交付に必要なもの
①いきいきお出かけ券引換証
②本人確認が出来るもの(健康保険証、介護保険証、免許証など)
③印鑑
※代理人が受け取る場合は、上記①②(②はコピー可)のほか、代理人の本人確認ができるものと代理人の印鑑が必要です。

■券を使用できる期間 5月11日(水)～平成29年3月31日(金)

注意!!

- いきいきお出かけ券は、本人に限り使用できます。
- この券を他の人に使用させたり、譲り渡したりはできません。
- 万一不正にこの券を使用した場合は、返還していただきます。
- この券の再発行や、年度途中での種類の変更はできません。
- 離島在住のかたで、デイサービスなどの通所介護サービス利用時は、他の補助がありますので使用できません。
- この券を換金することはできません。

